

勝山市監査公表第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月21日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 丸山 忠男

記

1. 監査の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 監査の種類 | 定期監査 |
| (2) 監査対象 | 第二次分
上下水道課、財政課、総務課、商工文化課、市民課、
消防署、建設課、営繕課 |
| (3) 監査期間 | 令和5年10月5日～令和5年12月19日 |
| (4) 監査対象年度 | 令和4年度、令和5年度（一部） |
| (5) 監査対象事項 | 財務事務等 |
| (6) 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われて
いるかどうかを主眼とし、関係帳簿・書類の調査、実査及
び監査調書に基づく質問による方法で実施した。 |

2. 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行状況について監査の結果、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

ただし、事務の一部において注意、検討又は改善を要する点が見受けられたので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、軽易な事項については、監査時に指導を行い改善するよう伝えたのでその記述は省略した。

各課等に対する主な個別の指摘事項等については、以下のとおりである。

《上下水道課》

【指導事項】

1. 決算資料の間違いについて

令和4年度の決算資料において数値の間違いがあった。以前にも同様の間違いがあったことから、決算資料作成にあたっては細心の注意を払うよう求めた。

2. 過年度未収金について

受益者負担金や上下水道料金などに滞納が見受けられた。これらの未収金が不納欠損とならないよう、適切な債権管理を求めた。

【所見】

1. 同一地区での漏水等修繕工事について

同一地区で同一業者による漏水等修繕工事が複数行われている事例が見受けられたが、全て工事実施日が記載されていなかった。今後の検証のためにも正確に工事実施日を記載するよう求めた。

2. 冬期間の水道料金について

積雪が予想される冬期間の水道料金の徴収については、検針を行わず市内全域で推定料金による請求ができないか検討するよう求めた。また、浄土寺水源使用料について、地元区との協議がなされていなかったことから、適切に対処するよう求めた。

《財政課》

【指導事項】

1. 後継者育成について

財政課は課長が財政係長も兼務しており、継続的かつ安定的な財政運営を図る上で不安が残る。ついては長期的な視野に立った人材の確保と切れ目のない人材の育成について積極的に取り組むよう求めた。

【所見】

1. 市債の借入先について

民間金融機関からの借入金（市債）については、低金利だけではなく、地域貢献度も加味して総合的に選定するなどの検討を求めた。

《総務課》

【指導事項】

1. 定例的な支払いについて

使用料やリース料など、毎月、定例的な支払いを行っているものについては、3か月に1度の支払いにするなど、効率的・効果的な事務処理となるよう検討を求めた。

2. 旅行命令の決裁について

県内旅行命令について、復命も含めて印字されている事例があり、帰庁後に作成したと思われるものがあつた。勝山市職員服務規程では、旅行する場合、事前に命令書により決裁を受けることになっており、適正な事務執行を求めた。また、旅行復命書に砂消しコムや修正テープの使用が認められた。修正テープ等での修正は改ざんの疑念を生じさせることから、その使用については慎しむよう求めた。

3. 旅費宿泊料の見直しについて

近年インバウンド等の影響を受けて都市部でのホテル代が高騰しており、勝山市職員の旅費支給に関する条例に規定された宿泊料では、宿泊できない事例が発生している。については、宿泊料金等の実態を調査し、条例で定める宿泊料が妥当な金額かどうかについても検討するよう求めた。

《商工文化課》

【指導事項】

1. 地域おこし協力隊活動実績報告書の領収書について

勝山市地域おこし協力隊関係人口創出活動実績報告書について、添付されている領収書がパソコンで作られた簡易的なもので、自署もなく相手方から送付されたものか確認できないものが複数見受けられた。領収書には自署をしてもらうなど、相手方が作成したものとわかる資料を添付してもらうよう求めた。

2. 契約締結の遅延について

法恩寺山エリアにぎわい創出事業委託について、契約相手方が決定して以降、1か月以上契約締結が遅延している事例が見受けられた。勝山市契約事務規則には、契約の相手方が決定したときは、直ちに契約を締結しなければならないと規定されており、適正な事務執行の遵守を求めた。

3. 変更承認通知書について

観光バスツアー造成支援事業補助金について、変更申請を受け付け、承認の決裁がなされているが、相手方に渡すべき変更承認通知書の原本が関係書類に綴られたままになっているものが複数見受けられた。については、適正な事務執行の手続きを遵守するよう求めた。

4. 債権管理について

勝山市移住促進家賃助成事業補助金返還金について、数年にわたり返還されていない事例が見受けられた。については、時効とならないよう適正な債権管理を求めた。

【所見】

1. 料金滞納者への補助金交付制限について

商工文化課では補助金等の交付を多く行っているが、交付の条件として市税だけではなく料金等の滞納の有無についても確認し、公平かつ公正な交付となるよう求めた。

《市民課》

【指摘事項】

1. 運転日誌のアルコールチェックについて

昨年度の定期監査でも指導を行ったが、2年連続してアルコールチェックの全くなされていない公用車運転日誌があった。勝山市では令和4年4月1日からアルコールチェックを終日行うこととしており、今年の12月1日からは義務化もされていることから、チェックの徹底を求めた。

【指導事項】

1. クオカード等の金券類の適切な管理について

マイナンバーカードの利用促進のため令和4年度に新規申込者への配布用に購入した3,000円のクオカードが90枚残っている事例が確認された。クオカードは金券として使用でき、盗難や紛失につながりやすいため、現金と同様適切に管理し、取りに来られていない方には早急に連絡をするとともに、最終的に残った場合の取り扱いについても検討するよう求めた。

2. 修正テープ等の使用について

公文書に修正テープや鉛筆、砂消しゴムを使用している事例が見受けられた。これらの使用は文書改ざんの疑念を生じさせることから、今後使用しないよう周知徹底を図ることを求めた。

3. 切手の受払簿について

切手の受払簿がパソコンで管理され、所属長等が帳簿と残数を確認した形跡もなかった。切手は換金性が高く、盗難や紛失につながりやすいため、現金と同様に適切に管理し、帳簿は複数人が確認できるよう手書きの紙ベースで管理することを求めた。

【所見】

1. 診療報酬不正受給に関する対応の継続について

令和4年度は元医院経営者の給与差し押さえにより損害賠償金の一部が市に納付されていたが、令和5年度は経営者の所在不明により納入されていない。今後とも債権回収にむけた有効な対応を求めた。

2. ゴミステーションの補助について

ゴミステーションの設置補助について、監査資料では区と町内への補助が混在し、設置場所も記載されていないため、重複しているのかどうかの確認できない状態であった。今後は、どこに設置したのかわかるよう場所を記入するなど改善を求めた。

3. えちぜん鉄道の利用促進について

福井市以遠に出張する場合、原則、えちぜん鉄道を利用することになっているが、公用車を利用する場合にはその理由を旅行命令書に記すことになっている。しかしながら理由の記されていない事例が見受けられたことから、記述について周知徹底を図るよう求めた。

4. 現金に過不足が生じた場合の取り扱いについて

市民課においては多くの現金を取り扱っているが、現金に過不足が生じた場合の取り扱いについてどのように対処すべきか即答できない状況であった。実際に過不足が生じた場合は「公金経理適正化にかかる公金等取扱基本マニュアル」に従い適切に処理するよう周知徹底を求めた。

《消防署》

【所見】

1. 定例的な支払いについて

毎月定例的な支払いを行っているものについては、3か月に1度の支払いにするなど、効率的・効果的な事務処理を求めた。

2. 適正な予算執行について

年度末の3月30日に消耗品を44,000円分購入している事例が見受けられた。配当予算は114,000円で、その約4割を年度末に支出していることになる。年度末の購入は予算消化と受け取られかねないことから、適切な予算執行を求めた。

3. 消火栓の修繕について

消火栓が物損事故で壊れ修繕が完了しない事例が見受けられた。緊急時に使用できるよう、消火栓の管理者である上下水道課と相談し、早急に修繕が完了するよう求めた。

4. 長期間入出金のない預金通帳の管理について

団体会計の預金通帳について、平成30年8月より入出金のない通帳が見受けられた。不必要な通帳は解約するなど適正な管理を求めた。

《建設課》

【指摘事項】

1. 法定外公共物占用料の請求誤りについて

令和5年度の法定外公共物占用料の徴収について、占用料を重複して請求している事例や、廃止届が提出されているにもかかわらず請求している事例が見受けられた。このことは、市の信頼を失墜させる行為にもつながることから、再発防止について徹底することを求めた。

【指導事項】

1. 出納整理期間中の予算流用について

令和4年度の委託料について、出納整理期間中に3月31日に遡り予算流用を行っている事例が見受けられた。出納整理期間中の予算流用は法令等により認められていないので、今後は適正な予算管理を求めた。

2. 公園使用料等の確認について

長尾山総合公園使用料及び占用料について、毎月複数の事業者から料金の収入があるが、過少申告を防ぐためにも、一部抽出した現地確認調査の実施を求めた。

3. 私有車の公務使用について

私有車公務使用の承認を受けずに私有車で出張している事例が見受けられた。今後は「勝山市職員の私有車の公務使用等に関する規程」に従い、適切に対処することを求めた。

4. 不適切な団体会計について

勝山市が毎年5万円の補助金を交付している長尾山開発事業推進協議会の団体会計について、年度を大幅に超えた実績報告書の提出や、交付決定前の事業実施、切手代金の立て替え払いなど、不適切な会計処理が見受けられた。今後は補助金交付要綱等を十分に確認し、適切な会計処理を求めた。

【所見】

1. 災害復旧工事費について

令和4年度と5年度に2度の大雨災害が発生し、令和4年度の復旧工事中に被害の出た箇所が複数にのぼった。今後の復旧工事は複雑化することが予想されるため、工事事務や設計・施工監理が適正におこなわれ、かつ効率的、経済的な執行を求めた。

《営繕課》

【所見】

1. 監査資料の補助金、負担金、交付金に関する調べについて

監査資料の中で、予算現額に対し交付金額が大幅に超過しているものや、極端に少ないものが複数見受けられた。予算現額は予算要求額や補正後の金額を記入すべきで、交付金額と整合性がとれるように記載することを求めた。

2. 勝山市定住化促進事業補助金交付申請書の受付遅延について

定住化促進事業補助金交付申請書について、記載された申請日から1か月遅れで受付されている事例が見受けられた。受付が遅れた理由は申請者が記載された日より1か月遅れで書類を持ってきたことによるという。このような場合については、そのまま受領せずに申請者に正確な日に訂正してもらうなど適正に対処するよう求めた。